

令和7年6月定例会

総務常任委員会説明資料

知事
総務
企画
企業
議

事
務
振
興
事

公
興
務

室
部
部
局

令和 6 年度 3 月 補正 予算（知事専決処分）の概要

一般会計補正予算（第 9 号）（議案第 6 号）は、

東京事務所職員宿舎借り上げに必要な債務負担行為を設定。

[内容]

(1) 債務負担行為の補正

東京事務所職員宿舎賃借

期 間
限度額

令和 7 年度～令和 8 年度
8 百万円

令和 7 年度 3 月 補正 予算（知事専決処分）の概要

一般会計補正予算（第 1 号）（議案第 7 号）は、

東京事務所職員宿舎借り上げに必要な予算 4 百万円を計上。

[内容]

(1) 東京事務所職員宿舎賃借

4 百万円

令和7年度6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第2号）（議案第1号）は、

令和6年度の国の経済対策への対応等に必要な予算82億4百万円を計上。

[主な内容]

(1) 国の経済対策への対応		3,101 百万円
・農林水産事業者への支援		1,656 百万円
・周産期医療・救急医療体制の確保、医療分野における生産性向上に向けた取組み		364 百万円
 (2) その他		 5,103 百万円
・高校生等臨時支援金の支給		889 百万円
・「食のみやこ熊本県」の創造		60 百万円

3月補正予算（知事専決処分）及び6月補正予算の合計は、一般会計で82億8百万円の増額補正であり、補正後の予算規模は、8,530億4百万円となる。

（単位：百万円）

会 計 名	補正前の額	3月補正額		6月補正額 (第2号)	合 計
		3月21日専決 (第1号)			
一 般 会 計	844,797	4		8,204	853,004
特 別 会 計					
国民健康保険事業特別会計	182,990			2	182,992
企 業 会 計					
下水道事業会計	6,977			1,080	8,057
工業用水道事業会計	2,550			36	2,586

(注) 1各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は合計と一致しない場合がある。

2企業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額である。

第7号 令和7年度熊本県一般会計補正予算 (第1号)
 第1号 令和7年度熊本県一般会計補正予算 (第2号)

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	3月補正額 (第1号)	6月補正額 (第2号)	合 計	補正額の説明
1 県 税	163,953,150			163,953,150	
2 地方消費税清算金	91,808,518			91,808,518	
3 地方譲与税	32,616,529			32,616,529	
4 地方特例交付金	791,681			791,681	
5 地方交付税	222,200,207			222,200,207	
6 交通安全対策特別交付金	229,448			229,448	
7 分担金及び負担金	4,520,414			4,520,414	
8 使用料及び手数料	9,382,165			9,382,165	

(単位：千円)

区 分	補正前の額	3月補正額 (第1号)	6月補正額 (第2号)	合 計	補 正 額 の 説 明
9 国 庫 支 出 金	119,049,845		5,733,963	124,783,808	国庫負担金 891,105 国庫補助金 4,776,358 国庫委託金 66,500
10 財 産 収 入	2,243,450	136		2,243,586	財産運用収入 136
11 寄 附 金	562,848			562,848	
12 繰 入 金	56,442,961	3,728	100,000	56,546,689	基金繰入金 103,728
13 繰 越 金	1		557,231	557,232	
14 諸 収 入	58,992,329		24,490	59,016,819	雑入 24,490
15 県 債	82,003,000		1,788,000	83,791,000	農林水産債 190,000 土木債 1,145,000 教育債 329,000
合 計	844,796,546	3,864	8,203,684	853,004,094	

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	3月補正額 (第1号)	6月補正額 (第2号)	合 計	補 正 額 の 説 明
1 一 般 行 政 経 費	544,518,711	3,864	2,500,060	547,022,635	
(1) 人 件 費	179,579,586		1,534	179,581,120	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（経済対策分） 1,534
(2) 扶 助 費	115,727,984		8,629	115,736,613	中央一時保護所管理運営費 5,753 女性一時保護管理運営費 2,876
(3) 物 件 費	35,848,331	3,864	90,194	35,942,389	人事給与システム等改修費 11,692 若者自立支援事業 10,558 食の魅力向上に繋がる料理人育成事業 10,228
(4) そ の 他	213,362,810		2,399,703	215,762,513	病床数適正化支援事業（R6経済対策分） 820,800 就学支援金交付等事業 520,393 私立高等学校等就学支援金事業 368,162

(単位：千円)

区 分	補正前の額	3月補正額 (第1号)	6月補正額 (第2号)	合 計	補 正 額 の 説 明
2 投 資 的 経 費	178,345,349		5,703,624	184,048,973	
(1) 普通建設事業費	143,919,539		5,703,624	149,623,163	
補 助 分	86,877,377		5,318,274	92,195,651	地域道路改築費 2,389,479 農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業 1,487,513 障がい者福祉施設整備費 409,545
単 独 分	57,042,162		385,350	57,427,512	県立美術館本館改修整備事業 367,333 福祉総合相談所運営費 11,264 管理運営費（議長公用車更新） 6,753
(2) 災害復旧事業費	18,127,100			18,127,100	
(3) 国直轄事業負担金	16,298,710			16,298,710	
3 公 債 費	106,232,870			106,232,870	
4 繰 出 金	15,699,616			15,699,616	
合 計	844,796,546	3,864	8,203,684	853,004,094	

令和7年度6月補正予算総括表

総務部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
人事課	4,184,802	11,692	4,196,494				11,692
財政課	109,452,924		109,452,924				
県政情報文書課	1,830,407		1,830,407				
総務厚生課	1,036,828		1,036,828				
財産経営課	3,304,503		3,304,503				
私学振興課	14,067,329	368,162	14,435,491	367,568			594
市町村課	4,402,410		4,402,410				
消防保安課	2,075,066		2,075,066				
税務課	83,276,516		83,276,516				
一般会計計	223,630,785	379,854	224,010,639	367,568			12,286

熊本県公債管理特別会計

財政課	116,202,461		116,202,461				
-----	-------------	--	-------------	--	--	--	--

熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計

市町村課	859,594		859,594				
------	---------	--	---------	--	--	--	--

部局計

部局合計	340,692,840	379,854	341,072,694	367,568			12,286
------	-------------	---------	-------------	---------	--	--	--------

令和7年度6月補正予算県議会説明資料

人 事 課 (単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
12	人事管理費	3,320,780	11,692	3,332,472				11,692	人事管理費 人事給与システム等改修費 税制改正に伴う人事給与システム及び庶務事務システムの改修に要する経費
課 計		4,184,802	11,692	4,196,494				11,692	

私 学 振 興 課 (単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
32	私学振興費	14,060,685	368,162	14,428,847	367,568			594	私学振興助成費 私立高等学校等就学支援金事業 私立高校生等の授業料負担を軽減するための高校生等臨時支援金の支給
課 計		14,067,329	368,162	14,435,491	367,568			594	

令和7年度6月補正予算総括表

企画振興部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
企画課	811,218		811,218				
地域振興課	1,177,767		1,177,767				
阿蘇草原再生・世界遺産推進課	219,182		219,182				
交通政策課	2,465,187	8	2,465,195				8
空港アクセス鉄道整備推進課	359,801		359,801				
統計調査課	1,345,253	65,400	1,410,653	65,400			
デジタル戦略推進課	537,202	34,990	572,192	34,990			
システム改革課	1,637,932		1,637,932				
球磨川流域復興局付	1,145,172		1,145,172				
一般会計計	9,698,714	100,398	9,799,112	100,390			8

部局計

部局合計	9,698,714	100,398	9,799,112	100,390			8
------	-----------	---------	-----------	---------	--	--	---

令和7年度6月補正予算県議会説明資料

交通政策課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
13	計画調査費	2,169,785	8	2,169,793				8	国庫支出金返納金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う国庫支出金返納金
課計		2,465,187	8	2,465,195				8	

統計調査課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
14	委託統計費	1,094,645	65,400	1,160,045	65,400				委託統計費周期分 国勢調査費 国勢調査に要する経費に係る国庫委託金の増に伴う増
課計		1,345,253	65,400	1,410,653	65,400				

令和7年度6月補正予算県議会説明資料

デジタル戦略推進課

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
13	計画調査費	62,315	34,990	97,305	34,990				企画推進費 情報通信格差是正事業費補助 携帯電話圏外解消のための基地局を整備する市町村に対する助成
課 計		537,202	34,990	572,192	34,990				

債務負担行為(変更)

システム改革課

(単位:千円)

議 案 頁 数	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
7	事務機器等賃借	令和8年度 ～令和12年度	73,252	令和8年度 ～令和12年度	82,711
		年次別内訳		年次別内訳	
		令和8年度	19,149	令和8年度	21,251
		令和9年度	15,458	令和9年度	17,560
		令和10年度	15,458	令和10年度	17,560
		令和11年度	15,458	令和11年度	17,560
		令和12年度	7,729	令和12年度	8,780

令和7年度3月専決予算総括表

企画振興部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
企画課	807,354	3,864	811,218			136	3,728
地域振興課	1,177,767		1,177,767				
阿蘇草原再生・世界遺産推進課	219,182		219,182				
交通政策課	2,465,187		2,465,187				
空港アクセス鉄道整備推進課	359,801		359,801				
統計調査課	1,345,253		1,345,253				
デジタル戦略推進課	537,202		537,202				
システム改革課	1,637,932		1,637,932				
球磨川流域復興局付	1,145,172		1,145,172				
一般会計計	9,694,850	3,864	9,698,714			136	3,728
部局計							
部局合計	9,694,850	3,864	9,698,714			136	3,728

専決処分の報告及び承認について (専第55号 令和7年3月21日専決)

企 画 課		(単位:千円)							
議 案 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
23	諸 費	453,370	3,864	457,234			136	3,728	東京事務所費 東京事務所職員宿舍借上に要する経費の増
課 計		807,354	3,864	811,218			136	3,728	

専決処分の報告及び承認について (専第54号 令和7年3月21日専決)

債務負担行為(変更)

企 画 課		(単位:千円)			
議 案 頁 数	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
19	東京事務所職員宿舍等賃借	令和7年度 ～令和8年度	24,179	令和7年度 ～令和8年度	31,907
		年次別内訳 令和7年度	21,779	令和7年度	25,643
		令和8年度	2,400	令和8年度	6,264

令和7年度6月補正予算総括表

各種事務局

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
議会事務局	1,457,310	6,806	1,464,116		5,000		1,806
部局等計	1,457,310	6,806	1,464,116		5,000		1,806

令和7年度6月補正予算県議会説明資料

議会事務局

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
11	事務局費	477,391	6,806	484,197		5,000		1,806	運営費 県議会議長用公用車の更新事業 過走行(20万km超)で、運行不能となる恐れがある議長用公用車の更新に要する経費
課計		1,457,310	6,806	1,464,116		5,000		1,806	

第 8 号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第15条の表、第16条の表、第17条の表、第25条の表、第26条の表及び第27条の表中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

第28条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第29条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(」を削り、「第19条第1項に規定する」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」に、「をいう。以下同じ」を「(以下「第1号部分休業」という)」に改め、「、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第29条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第29条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定

める時間)

第29条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第29条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第31条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第30条第1項中「職員(会計年度任用職員を除く。)」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第31条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第31条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条の4を第15条の5とし、第15条の3を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)第32条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例第32条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

(1) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）第14条第2項

(2) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）第17条第2項

(3) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）第22条第2項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中第15条の表、第16条の表、第17条の表、第25条の表、第26条の表及び第27条の表の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の

規定による改正後の熊本県職員等の育児休業等に関する条例第29条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 号	熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部分休業制度において、1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるように改める。 ・ 所要の規定の整理を行う。 <p>(2) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正</p> <p>仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について定める。</p> <p>(3) 関係条例の規定の整理を行う</p> <p>以下の 3 条例について、所要の規定の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 ・ 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・ 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例 <p>3 施行期日</p> <p>令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。（※改正法施行日と同日）</p> <p>ただし、(1) 所要の規定の整理の一部及び経過措置は、公布の日から施行する。</p>

第 9 号

熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について

熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第26条第5項中「、マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「、マンシ
ョン再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第28条中「扶養控除額」の次に「又は特定親族特別控除額」を加える。

第69条第1項中「附則第12条の2」を「附則第12条の2の2」に改める。

附則第8条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

第8条の2の2 令和8年4月1日以後に第64条第1項の売渡し又は同条第2項の売
渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(法第74条第2項第1号ホに掲げる加
熱式たばこをいい、第64条の2の2の規定により製造たばことみなされるものを含
む。以下この項及び次項において同じ。)に係る第64条の3第1項の製造たばこの
本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、
当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(法第74条第2項第1号イに掲げ
る紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の
全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ
(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを省令附則第4条の2で定めると
ころにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加
熱式たばこの重量(フィルターその他の省令附則第4条の3で定めるものに係る部
分の重量を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の0.35グラムをもつ
て紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重
量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって
紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラ
ムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ご

との1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第64条の2の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前2項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第9条の4の定めるところによる。

附則第8条の3中「附則第12条の2」を「附則第12条の2の2」に改める。

附則第13条の3第1項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 熊本県税条例の一部を改正する条例（令和5年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、第19条の改正規定中「総務省令で定める」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項に規定する」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第31条の3第3項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

附則第1項第2号中「第19条」の次に「及び第31条の3第3項」を加え、「附則第1条第12項」を「附則第1条第12号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条の規定 公布の日

（2）第1条中第28条の改正規定及び附則第2項の規定 令和8年1月1日

（3）第1条中第69条第1項の改正規定、附則第8条の2の次に1条を加える規定及び附則第8条の3の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和8年4月1日

（4）第1条中附則第13条の3第1項の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の施行の日

（5）第1条中第26条第5項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第28条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

3 次項に定めるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は、課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第8条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

4 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、熊本県税条例第64条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第64条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第8条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）熊本県税条例第64条の3第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第8条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第8条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第 9 号	熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 熊本県税条例の一部改正【第 1 条】</p> <p>ア 法人県民税 マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除去組合について、収益事業課税とする。</p> <p>イ 個人県民税 特定親族（生計を一にする年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満の親族等）を有する所得割の納税義務者に係る控除を新たに設ける。</p> <p>ウ 県たばこ税 加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準について、国のたばこ税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。</p> <p>エ その他規定の整理を行う。</p> <p>(2) 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第 2 条】 地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 2 の (2) 公布の日</p> <p>(2) 2 の (1) イ 令和 8 年 1 月 1 日</p> <p>(3) 2 の (1) ウ及びエの一部 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>(4) 2 の (1) エの一部 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 8 号）の施行の日</p> <p>(5) 2 の (1) ア 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 7 号）の施行の日</p>

第 18 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 56 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第93条第1項中「数量」の次に「（第1号又は第2号の場合にあっては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

第100条の8第3項中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された」を削り、「運転免許証（」を「運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。」に、「「運転免許証」という。）」を、「同じ。）又は免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第109条第4項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第109条第4項において同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第109条第4項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許

情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第7条の2中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「附則第9条の2第2項」を「附則第8条第2項」に改める。

附則第8条の2第1項及び第3項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の8（見出しを含む。）中「附則第12条の2の10第1項」を「附則第12条の2の10」に改める。

附則第8条の9第1項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の12第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「附則第4条の11第14項」を「附則第4条の11第11項」に、「附則第4条の11第15項」を「附則第4条の11第12項」に改め、「車両総重量」の次に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の次に「（省令附則第4条の11第9項に規定する被けん引車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第8項に規定するもの」に、「附則第4条の11第13項」を「附則第4条の11第10項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第13項」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第100条の8第3項、第109条第4項及び附則第8条の改正規定（同条中「附則第9条の2第2項」を「附則第8条第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県税条例第93条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月30日までに取得されたこの条例による改正前の熊本県税条例附則第8

条の12第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

専決処分の報告及び承認についての概要

議案番号	議案名	内 容
第18号	専決処分の報告及び承認について	<p>熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>1 条例改正の趣旨 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>（1）軽油引取税 軽油引取税のみならず課税に係る課税数量の明確化を行う。</p> <p>（2）不動産取得税 サービス付き高齢者向け住宅等に係る課税標準の特例措置又は税額の軽減措置の対象となる住宅等の取得期限を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>（3）自動車税</p> <p>ア 一般乗合用のバスに係る環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>イ バリアフリー車両に係る環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>ウ 衝突被害軽減制動制御装置を備えたトラック・バスに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>エ 道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正を踏まえ、自動車税の減免申請者が申請書を提出する際、運転免許証以外に免許情報記録個人番号カードを提示することもできるよう規定を整備する。</p> <p>オ その他規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日。ただし、2の（3）エ及びオの一部は、公布の日から施行する。</p>

第 19 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 57 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木村 敬

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の4第1号中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。

第4条の7第1項第1号ア中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に、「所得金額又は収入金額」を「所得」に改める。

第4条の13第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（第4条の14第2項第1号に規定する家屋の敷地である土地の取得が行われた場合にあつては、令和9年3月31日）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

専決処分の報告及び承認についての概要

議案番号	議案名	内 容
第19号	専決処分の報告及び承認について	<p>熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>1 条例改正の趣旨 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の不均一課税の対象となる特別償却設備の取得期限を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>(2) 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる特別償却設備の取得期限を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>(3) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正を踏まえ、県税の課税免除の対象となる基本計画の同意期限を令和10年3月31日まで延長する。</p> <p>(4) 土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例期限を令和9年3月31日まで延長する。</p> <p>(5) その他規定の整理を行う。</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>

令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

危機管理防災課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
27	総務費	防災費	地域防災力強化事業費	21,245,000	7,700,000	国の経済対策に係る事業費で県への交付決定が令和7年3月末に行われたため。
27	総務費	防災費	防災情報通信基盤整備事業費	594,538,000	591,830,000	入札の不調及び関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。

くまモン課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
44	商工費	商業費	くまモンランド化推進事業費	20,000,000	20,000,000	令和6年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。

令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

財産経営課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
25	総務費	総務管理費	県庁舎維持補修費	1,201,104,000	629,397,471	入札不調に伴い現場着手が遅れたこと、資材の納入等に不測の日数を要したこと等により、年度内の事業完了が困難となったため。
25	総務費	総務管理費	県庁舎等施設LED導入事業費	45,049,000	24,090,315	資材の納入等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
25	総務費	総務管理費	総合庁舎等施設整備事業費	107,255,000	35,539,000	資材の納入等に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。
25	総務費	総務管理費	財産利活用推進事業費	111,563,000	7,234,000	事業内容に関する関係者との協議に不測の日数を要し、年度内の履行完了が困難となったため。

令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

私学振興課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
56	教育費	教育総務費	物価高騰対策事業費 (私立学校等分)	35,108,000	35,108,000	令和6年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。

消防保安課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
27	総務費	防災費	消防学校教育訓練 機能強化事業費	301,970,000	22,682,000	関係機関との協議や事業内容の調整に不測の日数を要し、年度内の実施が困難となったため。
46	商工費	工鉦業費	物価高騰対応 生活者緊急支援事業費	1,322,500,000	1,322,500,000	国の経済対策に係る事業費で県への交付決定が令和7年3月末に行われたため。

令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

地域振興課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
26	総務費	企画費	「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費	847,889,000	758,542,000	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣市が実施する渚造成事業等について、建設資材の入手困難等により、年度内の事業完了が困難となったため。 ・市町が令和7年度に実施する事業への補助について、国の経済対策に対応し、令和6年度2月補正予算に計上したため。
26	総務費	企画費	水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業費	94,849,000	70,875,000	津奈木町が実施する宿泊交流拠点整備事業について、物価高騰等の影響により入札が不調となり、その後の設計変更等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となったため。
27	総務費	企画費	被災住宅移転促進宅地整備受託事業費	223,005,000	113,596,781	県が球磨村から受託して実施する避難路整備について、用地交渉に不測の期間を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったため。

阿蘇草原再生・世界遺産推進課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
26	総務費	企画費	阿蘇草原再生事業費	5,835,000	5,456,000	各牧野で実施する火入れ(野焼き)について、天候不良により、年度内の事業完了が困難となったため。

令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

交通政策課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
26	総務費	企画費	地方公共交通対策事業費	561,040,000	176,298,000	令和6年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。
26	総務費	企画費	阿蘇くまもと空港国内線対策事業費	12,589,000	3,024,000	令和6年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。
26	総務費	企画費	地域交通燃料価格高騰対策事業費	300,415,000	300,415,000	令和6年度2月補正予算による追加事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため。
58	災害復旧費	総務 復旧 災害費	くま川鉄道災害復旧費	280,025,000	280,025,000	関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため。

空港アクセス鉄道整備推進課

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
26	総務費	企画費	阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業費	359,217,000	276,225,662	関係機関等と協議・調整のうえ実施する必要があり、年度内の事業完了が困難となったため。

令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書

議会事務局

(単位:円)

議案 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
25	議会費	議会費	議会史編さん事業費	108,776,000	6,123,810	熊本県議会史第10巻の原稿執筆、監修作業等の編さん業務に不測の事態が生じ、年度内の事業完了が困難となったため。